



物価高騰対応重点支援給付金 定額減税を補足する給付金(不足額給付)を支給します

物価高騰の状況を踏まえ、令和6年度に実施した所得税・住民税に係る定額減税を十分に受けられなかった方に、不足額を給付します。くわしくは市ホームページをご覧ください。



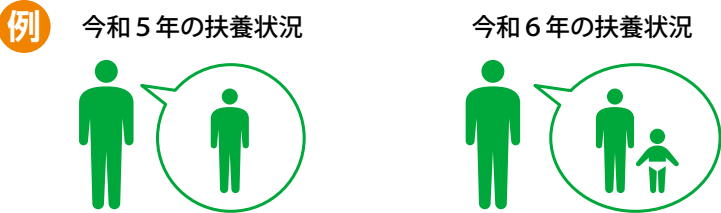
■給付対象者

①不足額給付Ⅰ

令和7年1月1日に立川市に住民登録がある方のうち、令和6年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税と定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と令和6年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付)の給付額との間で差額が生じた方。

対象となりうる例

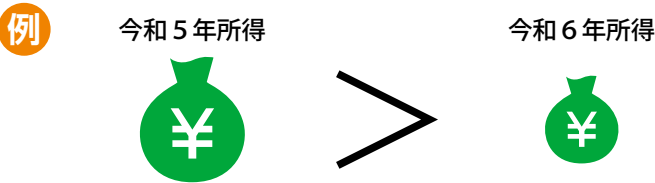
例1 子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(調整給付時)」を「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」が上回った方



推計所得税額	50,000円	所得税額(実績)	50,000円
定額減税※所得税分のみ	60,000円	定額減税※所得税分のみ	90,000円
当初調整給付額	10,000円	不足額給付時調整給付額	40,000円
※所得税定額減税額＝(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族)×3万円			

差額の3万円を不足額給付として給付
※端数は1万円単位に切り上げ

例2 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」を「令和6年分所得税額(令和6年所得)」が下回った方



推計所得税額	50,000円	所得税額(実績)	30,000円
定額減税※所得税分のみ	60,000円	定額減税※所得税分のみ	60,000円
当初調整給付額	10,000円	不足額給付時調整給付額	30,000円

差額の2万円を不足額給付として給付
※端数は1万円単位に切り上げ

例3 調整給付後に令和6年度分個人住民税の税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、本来給付されるべき金額が増加した方

②不足額給付Ⅱ

令和7年1月1日に立川市に住民登録がある方のうち、本人や扶養親族等として定額減税をされなかった方で、以下の給付に該当しなかった方

- 令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)
- 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)
- 令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯への給付(10万円)

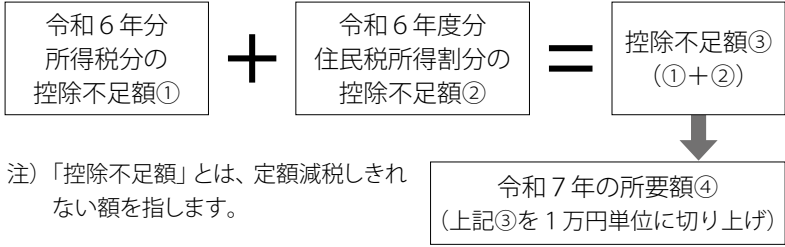
■給付額

①不足額給付Ⅰ

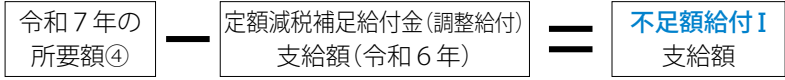
定額減税額から令和6年度個人住民税所得割額(定額減税前額)と令和6年分所得税額(定額減税前額)を差し引いた差額(1万円単位に切り上げ)から、さらに定額減税補足給付金(調整給付)の給付額を差し引いた差額(0円以下の場合は対象外)

不足額給付Ⅰの支給額と算出式

令和7年の所要額



支給額



②不足額給付Ⅱ

原則4万円(令和6年1月1日に国外居住者であった場合は3万円)

■申請方法

不足額給付Ⅰの対象となる方のうち、令和5年度以降に実施した低所得世帯に対する給付金または定額減税補足給付金(調整給付)を立川市から受給した方は、申請の必要はありません。7月末に「支給のお知らせ」をお送りします。内容をご確認の上、受給口座を変更する場合や受給を辞退する場合は、「支給のお知らせ」記載の期限までにコールセンターへご連絡ください。上記以外で対象となる方と不足額給付Ⅱの対象となる方には、7月末以降に順次「支給要件確認書」を発送します。口座情報等、必要事項を書いて、本人確認書類等の写しを添付の上返送してください。

■給付時期

不備のない書類を受理した日からおおむね1か月前後で振り込みます(初回の振り込みは受理日に関係なく8月下旬以降となります)。ただし、令和6年1月2日以降に立川市へ転入した方は、申請後に令和6年1月1日にお住まいの自治体へ課税状況等を照会するため、振り込みまでに1か月を超える場合があります。

■申請期限

「確認書」等の提出期限は10月31日(金)(消印有効)です。

■注意事項

- 対象となる方であっても令和6年1月2日以降に立川市に転入した方は、令和6年度個人住民税の課税状況や定額減税補足給付金(調整給付)の給付状況等が市において不明であるため、原則申請が必要となります。
- 給付対象者に該当するにもかかわらず、「支給のお知らせ」または「支給要件確認書」が届かない方は、申請により給付金を受け取れる場合があります。お早めにご相談ください。
- 対象者本人の委任がある場合を除き、原則対象者本人以外の口座には振り込みできません。
- 記載されているスケジュールについては変更となる可能性があります。最新の情報は市ホームページをご確認ください。
- 給付金を装った詐欺にご注意ください。

問い合わせ 物価高騰対応重点支援給付金コールセンター・内線2642(土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分~午後5時)